

学校教育活動再開に向けての留意点（生徒用）

「新しい生活様式」を心がけ感染リスクを徹底的に避けること

感染防止の3つの基本（厚労省の「新しい生活様式」の実践例より）

- ①身体的距離の確保・・・人との間隔はできるだけ2 m（最低1 m）
- ②マスクの着用・・・症状がなくても着用。会話の際は、可能な限り真正面は避ける。
- ③手洗い・・・・・・・・・・30秒程度かけて水と石けんで丁寧に。

帰宅後はまず手や顔を洗い、すぐに着替える習慣を身につけましょう。

なぜ、この3つが基本なのか？

ウイルスを含んだ飛沫の大きさは、たばこの煙と同じくらいの大きさです。会話中に自分や他人がその飛沫を出し、煙みたいに浮遊している飛沫を吸い込んでいます。また、この飛沫がいろいろなところに付着し、手から目鼻口を経ても感染します。

以下の事に注意して生活をしてください。

1、保健管理に関すること

(1) 感染症対策について

- 発熱等の風邪症状がみられる生徒は自宅休養する。（毎朝の家庭での検温・記録）
- マスク着用，手洗いの徹底及び咳エチケットを実施する。
- 消毒液での定期的な清掃をする。（ドアノブ，階段の手すり，スイッチ等）
- 学校で体調が悪くなった時は，すみやかに保健室に連絡し，原則，早退して自宅で休養する。帰宅時には保護者に連絡し，公共交通機関の利用は控える。
- 抵抗力を高める行動をする。（睡眠，運動，食事）

(2) 集団感染リスクへの対応について

- 換気を徹底する。（常時片側の窓・出入口の開放，休み時間中は両側の窓の開放）
- 近距離（手の届く範囲）での会話や発声等の際にマスクの着用をする。
- JR等を利用する場合は，会話を控え，マスクの着用と利用後の手洗いの徹底をする。

(3) 重症化リスクの高い生徒の対応について

- 主治医や養護教諭と相談し，リスク回避を図る。

2、学習に関すること

- 休校になることも考えての予習・復習の徹底と家庭学習の習慣を身につける。
 - 授業中の換気に気をつけ，マスクを着用する。
 - 大人数による集団が密集する活動を避ける。
 - 近距離での会話や大声での発声を控える。
 - 体育の授業でも必ず人と距離をとって運動する。
 - 歌唱はマスクの着用・広い部屋での活動。楽器等は共有しない。
- 等々，自分自身でも常に気をつけて授業を受ける。

3、学校行事等に関すること

- 集会等でも人と距離をとり、大きな声で会話をしない。
- 状況によっては、行事は中止や延期になることを想定して行動する。

4、部活動に関すること

実施する場合は、感染拡大防止対策を徹底して活動する。活動前後も常に感染リスクを考え行動する。

- 体調管理をし、過度な負担とならないように活動する。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合は自宅休養をする。
- 用具等の消毒や手洗いの徹底及び咳エチケットの実施をする。
- 部室やセミナーハウスの利用は、換気の徹底と少人数で短時間の利用の徹底。マスクの着用と近距離での会話はしない。
- 密閉空間にならないようにドアや窓の開放。
- 大人数による集団での活動を避け、少人数やグループ分けで活動する。
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え、間隔を空けて、活動スペースを確保する。特に室内での活動は十分注意する。
- 生徒同士や指導者との接触が少ない活動を工夫する。

5、学校給食や昼食に関すること

- 食事前の手洗いの徹底と清潔なタオル・ハンカチ等の利用を徹底する。
- 昼食中は、会話を避け、飛沫を飛ばさないように、机を向かい合わせにしない。
- 食堂の席数を40席（1テーブル2席で対面禁止）にするので、弁当の持ち込みは禁止します。また、購入時や返却時は、間隔をあけて並んでください。

6、心のケアに関すること

- 不安なことがあれば、すぐに担任や養護教諭、スクールカウンセラーに相談する。
- その他の相談窓口も利用してください。
 - ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）
 - ・SNSを活用した「とくしま『生徒の心の相談』2020」LINE相談

7、人権に関すること

○新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見、差別につながるような行為（日常生活での「ひやかし」や「からかい」等を含む）は、断じて許されないものです。

このようなときこそ、人権意識の向上を図りましょう。

*医療従事者にみんなで感謝しましょう。

*感染した人にも、完治するようみんなで応援しましょう。